

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

個人がコロナの影響で助成金等を受け取った場合の課税関係

Q 今回、新型コロナウイルスの影響でいろいろな助成金や見舞金等を受け取りました。これらの助成金等は課税の対象となるのでしょうか？

解説

受取った助成金等の内容により課税されるものと課税されないものがあります。主な助成金等の課税関係を下記にまとめます。

1. 非課税となるもの

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- ・**特別定額給付金（給付対象者一人につき10万円）**
- ・子育て世帯への臨時特別給付金
- ・**学資として支給される金品**
 - － 学生支援緊急給付金
 - － 学費を賄うために支給された支援金
 - － 遠隔授業を受けるために供与されたパソコン等
- ・**心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金**
 - － 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
 - － 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
 - － 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成金
 - － 感染症に感染したことによる見舞金

2. 課税対象とされるもの

- ・**持続化給付金（法人200万円、個人100万円）**
- ・**家賃支援給付金（個人支払い家賃額75万円までは3分の2の6か月分）**
- ・**雇用調整助成金（1人1日15,000円を上限額として、労働者への休業手当を助成）**
- ・**東京都の感染拡大防止協力金（1事業所あたり50万円）**
- ・小学校休業等対応助成金・支援金
- ・生活費を賄うために支給された支援金

要するに…

国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、課税関係が異なります。なお、助成金には**商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます**ので気を付けましょう。